

いじめ防止等のための基本的な方針

浜松市立浦川小学校

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある決して許されない行為であり、いじめの根絶は、社会全体で取り組むべき喫緊の課題です。

私たち教師は、いじめはどんな子供にも起こり得るという事実を踏まえ、すべての子供をいじめの犠牲にさせないために未然防止に努めるとともに、いじめが起こった場合には、学校を挙げていじめられている子供を守り抜くという強い姿勢で臨まなければなりません。そのためには、子供が規律正しい態度で授業や行事に主体的に取り組み、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことが大切です。また、学校や学級集団の一員としての自覚や自信をもたせ、互いに認め合えるような人間関係や学校風土をつくっていかねばなりません。さらに、教職員の言動が、子供を傷つけたり、他の子供によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方にも細心の注意を払う必要があります。

以上のことから、本校の子供の実態や地域の実情を踏まえ、本校独自の「いじめ防止等のための基本的な方針」を策定することとしました。

2 いじめ防止等のための基本的な考え方

(1) 定義

いじめとは、「学校に在籍する児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的、又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義します。

いじめの表れとしては、

- 1 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 2 仲間はずれ、集団から無視される
- 3 体を当てられたり、叩かれたり、蹴られたりする（軽重は問わない）
- 4 金品をたかられる
- 5 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 6 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- 7 パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

等が該当します。

いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的なものでなく、被害を受けた子供の立場に立つことが必要であると考えます。また、いじめに該当するか否かの判断についても、単に「心身に苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、「いじめられている状況にないか」という視点で、トラブルを含め周辺の状況等を客観的に確認することも大切であると考えます。

(2) 押さえ

いじめは、どの子供にも、どこでも起こり得るものです。とりわけ、嫌がらせや意地悪等の「暴力を伴わないいじめ」は、学校生活で偶発的に起こる可能性が高く、被害者も加害者にもなりやすいことが考えられます。

また、このようないじめは、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は心身に重大な危険を生じさせます。加えて、被害・加害の二者関係だけでなく、所属集団の秩序の希薄さや閉鎖性、傍観等によっては、問題が見えないところで重篤になる恐れもあります。

このような押さえをもち、いじめを見逃さない、見過ごさない、黙認させないために、当該児童だけでなく、当該児童の周辺にある集団の人間関係にも注意を払い、学校全体にいじめを許さない雰囲気生まれるようにしていきます。そのために、いじめが起こらない人間関係の構築を主眼とし、心の通い合う温かで優しい人間関係を築くことのできる子供を育てていきます。

(3) スタンス

いじめの防止等に向けて、以下の3つのスタンスで家庭と地域と連携し、協力体制を取りながら対策を講じていきます。

① 未然防止

子供との共感的な関わりを通して自他理解を深め、お互いによりよい人間関係を築いていきます。特に、子供一人一人に対してかけがえのない存在であるという自尊感情を育み、合わせて生活する上での規範意識や人権感覚を高め、健やかに逞しい心育てます。

<家庭>

日頃から子供との触れ合いや対話を大切にし、子供のありのままを受け止め、いつでも「あなたの味方だよ」と子供が安心感や信頼感で満たされるようにします。

特に、子供のわずかな様子の変化を見逃さないよう、子供に寄り添うようにします。

<地域>

社会生活を営む上での子供の規範意識や人権感覚を高める場として、地域住民が連携して、子供を温かく、時に厳しく見守るようにします。

特に、子供が社会の中で様々な経験を積み重ね、社会の一員として自立できるよう、地域や地域住民との結び付きを図る機会を設定して、地域で育てるという視点で関わりをもつようにします。

<学校>

子供と教職員との信頼関係を大切にし、子供同士の温かく優しい人間関係を築き、安心して自分を表現できる集団づくりに努めるようにします。

特に、一人一人のよさを認め、学校における人間関係を良好にするための活動を積極的に展開するとともに、道徳教育や人権教育の充実を図り、子供一人一人の自尊感情や有用感、所属感を高めることができるようにします。また、児童の学習活動の様子を学校ホームページで公開し、家庭・地域と連携を深めていきます。

② 早期発見

いじめはどの子供にも、どこでも起こり得るものであるという観点から、家庭、地域、学校が一体となって、子供を見守る体制を整えます。いじめのサインは、いじめを受けている子供からも、いじめをしている子供からも出ていることを踏まえ、わずかな変化を見逃さず、深刻な事態に発展する前にいじめを認知することができるようにします。

<家 庭>

日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景とした子供のちょっとした変化を見逃さず、地域や学校と連携して、早期発見に努めます。

特に、子供の身体の傷やあざ、子供の持ち物や衣類等の極端な汚れ、破損、紛失等に対しては、十分に目を行き届かせながら、いじめを早期に発見することができるようにします。

<地 域>

地域で起きたいじめの事実を知ったり、いじめていた状況を目撃したりした場合は、速やかに家庭や学校に連絡して、連携を図ることができるようにします。

特に、いじめと思われる状況が見られたときには、被害に遭っている子供を守るとともに、加害の子供（や子供たち）に対して、厳しく指導するようにします。

<学 校>

子供がいじめを訴えやすい人間関係づくりに努めるようにするとともに、子供や保護者、地域からの訴えを真摯に受け止め、直ちにいじめの有無を確認するようにします。

特に、いじめが深刻な事態に発展する前段階で、子供からの発せられたサインを確実に受け止め、適時に対応するようにします。

また、日頃から教育相談や定期的なアンケート調査の実施、対話等を通して、積極的ないじめの認知に努めるようにします。

③ 早期対応

いじめを認知した場合には、深刻な事態に発展しないように、家庭、地域、学校が状況に応じて連携し、速やかに組織的な体制で対応するようにします。

<家 庭 ・ 地 域>

いじめを受けた子供に対しては、その状況を十分に把握した上で、学校に情報を提供するようにします。また、いじめをした子供に対しては、子供に対して指導をするとともに、いじめた状況を十分に把握した上で、学校に情報を提供するようにします。

特に、「何よりも我が子の健やかな成長」を願い、正しい情報収集と情報伝達ができるようにします。

<学 校>

状況を十分に把握した上で、いじめを受けた子供に対する支援、いじめた子供や周囲の子供への指導をします。また、いじめの状況がなくなっても継続的に支援・指導を行い、再発を防ぐようにします。

特に、支援にあたっては、心身の苦痛を少しでも緩和し、いじめを受けた子供が一刻も早く立ち直ることができるよう温かく見守っていくようにします。一方で、指導にあたっては、いじめは絶対に許さないという毅然とした態度で接し、いじめた子供が二度としてはならないという気持ちをもてるようにします。

④ 家庭・地域・学校の連携

いじめ防止対策推進法第9条第1項に基づいて、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止められるようにするために、家庭と地域と学校が連携・協働できるようにします。

<家庭>

保護者は、「子供がルールやマナーを守ることを子供に教える」、「子供からいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなどの適切な措置を取る」ようにします。学校保健委員会や懇談会などを、いじめを含めた人間関係について学ぶ機会として活用する。

<地域>

地域社会総がかりで子供を見守り、健やかな成長を促すために、地域の関係団体等で協議する機会を設けるとともに、家庭や学校と連携して対策を推進できるようにします。

<学校>

幼稚園やPTA、地域の関係団体等といじめ問題について協議する機会に積極的に参加し、家庭や地域との連携を強化することができるようにします。

⑤ 学校における関係機関等との連携

いじめ問題への対応においては、家庭・地域との連携・協力に加えて、関係機関と適切に連携していくようにします。

<関係機関>

- ・ 警察 ・ 区役所 ・ 児童相談所 ・ 教育委員会
- ・ 医療機関 ・ 教育相談センター ・ 少年サポートセンター
- ・ 法務局 ・ 家庭裁判所等

3 いじめ防止等のための校内組織・体制・対策

(1) 組織

「いじめ」は、早期発見、早期対応が極めて重要です。そこで、以下の通り「いじめ対策委員会」を組織します。

ア いじめ対策委員会の構成

構成員	委員長	校長
	副委員長	教頭・いじめ対策コーディネーター
	委員	各学年主任 養護教諭
	特別委員	民生児童委員 PTA正副会長 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

イ 実施方法

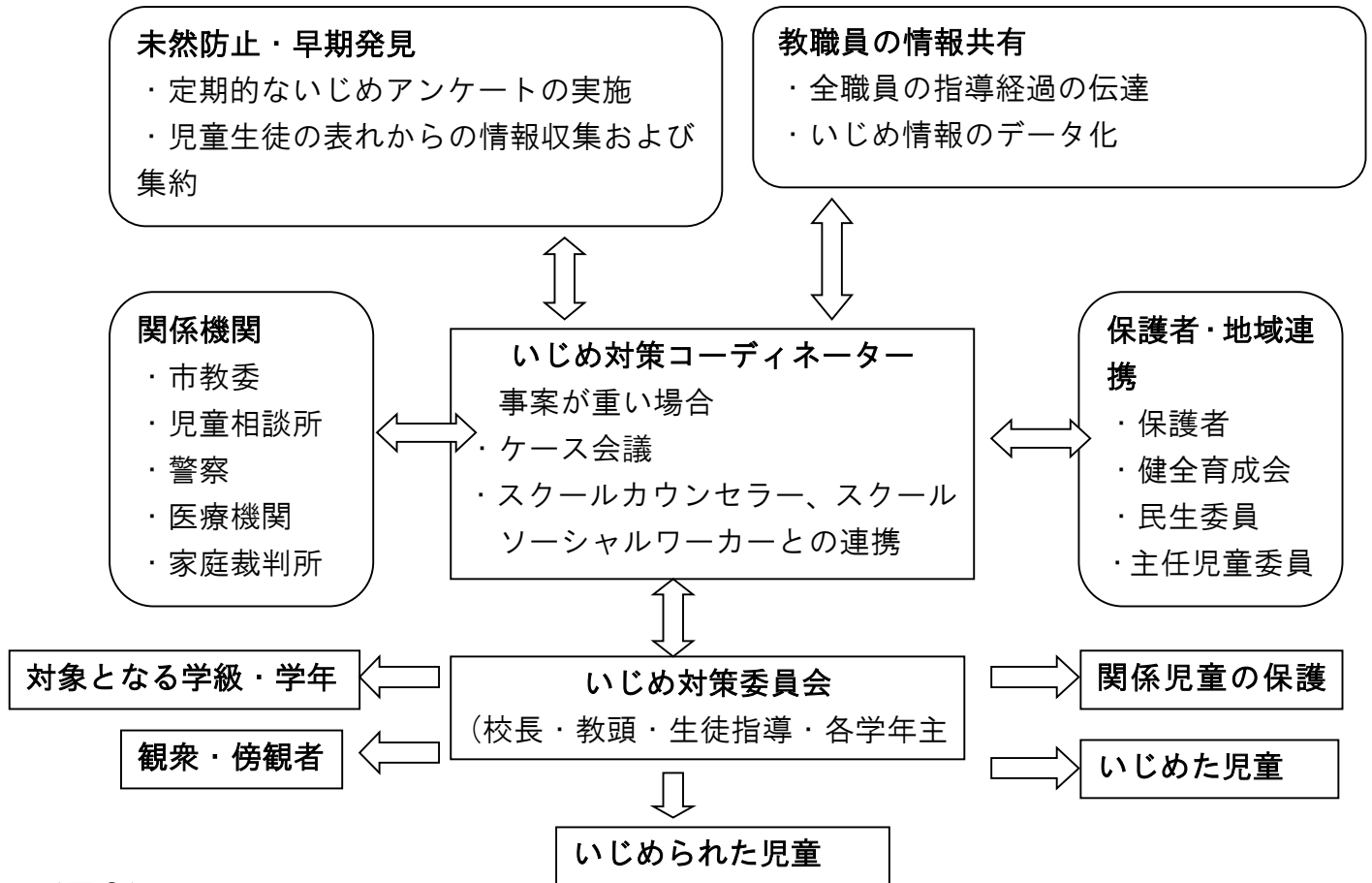
- ・ 原則として年一回開催し、必要に応じて随時行います。
- ・ 状況に応じて、特別委員の出席を求めます。

(2) 体制

- 校長のリーダーシップの下、情報の収集や共有、委員会における記録の管理、取り組み方針の企画・立案等を行い、いじめ問題に向けて全校体制で対応します。〈図1〉
- いじめの状況によって関係機関と連携を図り、いじめ問題に対して組織を効率的に機能させます。〈図2〉

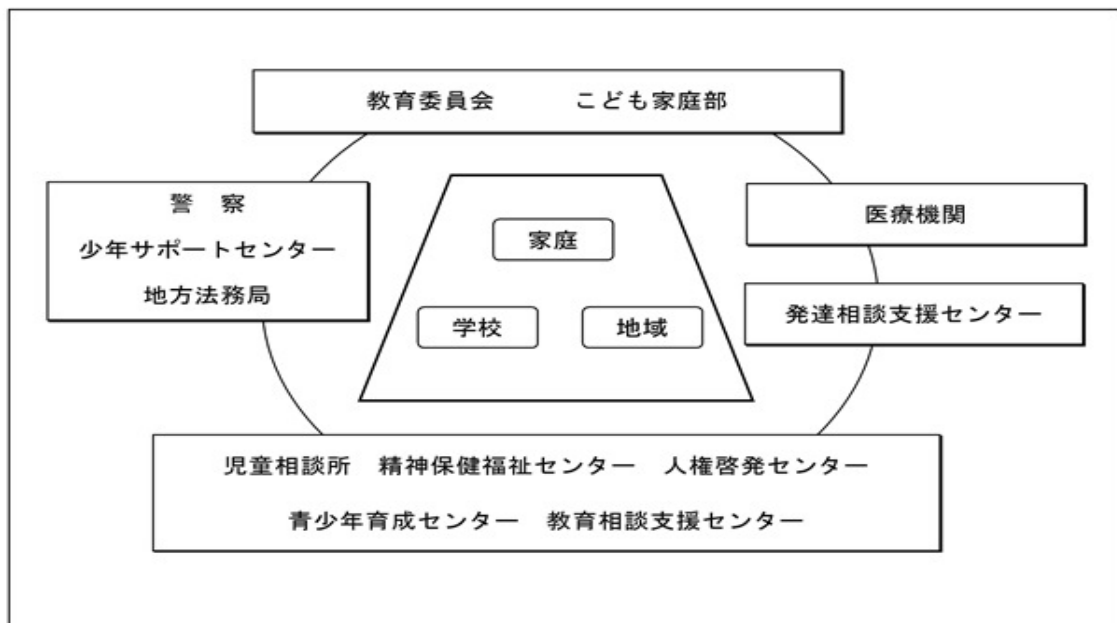
〈図1〉

いじめ対策コーディネーター、いじめ対策委員会の連携・対応のイメージ図



〈図2〉

家庭・学校・地域と連携する関係機関



(3) 対 策

① 未然防止

- ア 中学校区人づくり教育を、家庭・地域と一体となって明るい社会づくりといじめ撲滅に向けた活動を推進します。
- イ 子供の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係の素地を養うため、道徳教育の充実を図ります。
- ウ 学級活動や児童会活動等、子供が主体的に活動する機会を設けます。
- エ 家庭や地域に対して子供の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう啓発します。
- オ 教職員に対して、いじめに関する事例研究や人間関係づくりプログラムを取り入れた集団づくりの研修、情報モラル教育等の研修を進め、資質の向上に努めます。

② 早期発見

- ア 日頃から子供とのコミュニケーションを図るとともに、定期的なアンケート調査等や教育相談を行うことで、実態を把握していきます。
- イ スクールカウンセラーを活用し、子供、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。

③ 早期対応

- ア いじめの相談を受けたり、子供がいじめを受けていると思われたりするときは、速やかに教育相談や事実確認を行います。
- イ いじめが確認された場合は、いじめを受けた子供や保護者に対して支援を行い、いじめをした子供や保護者に対しては指導・助言を行います。また、継続的に見届けをしていきます。
- ウ 重篤であると認められるいじめがあったときは、関係機関と連携して対処していきます。特に、子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れのある場合は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求めます。さらに、教育上必要があると認めるときには、規範意識や道徳心を培うために、子供に対して訓戒や叱責を加えることもあります。
- エ 必要に応じて児童相談所や医療機関等の外部専門家の参加について協力を求めます。

4 重篤ないじめの問題への対処

- 重篤であると思われる事案が発生した場合には、速やかに事案についての事実確認を行い、迅速に対応します。

(1) 重篤事案の意味

いじめにより、子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ① 子供が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な被害を負ったり、金品等に重大な被害を被ったりした場合
- ③ 精神性の疾患を発症した場合

※ いじめが原因で不登校になったとき、いじめを受けて重篤事態に至ったという申し立てがあったときも該当します。

(2) 重篤事案の調査及び初期対応

- 事案が発生した場合は、個々のケースを十分に把握した上で、教育委員会へ報告します。
- 教育委員会の指導や支援の下、学校主体の調査を行います。調査を行っても十分な結果が得られなかった場合や、学校教育活動に支障が生じる場合には、教育委員会が主体となって、いじめ対策等専門家チームの助言を得ながら迅速に再調査を実施し、いつ（いつ頃から）、誰が関わり、どのような表れであったか、いじめを生んだ背景事象としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を客観的に明らかにしていきます。

(3) 調査結果の提供及び報告

- 調査によって明らかになった事実関係については、いじめに関わった子供やその保護者に対して、子供のプライバシーや関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。
- 結果については、教育委員会に報告します。（教育委員会は市長に報告します。）

(4) 相談体制の整備

- 重篤事案の発生では、子供や保護者、教職員が心身に苦痛を感じてしまうことが考えられるため、心のケアを中心にカウンセリング等行うことができる体制を整備します。

(5) 報道機関とのかかわりでの留意点

- 情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供ができるよう、初期段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。
- 自殺については、亡くなった児童等の尊厳の保持や連鎖（後追い）の可能性があること等を踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にし、報道の在り方に特別の注意（倫理観を持った取材等）を求めています。